

書簡集・(1)

〜 2007. 8 〜

書簡集(1) 目次

No. \_\_\_\_\_  
DATE . . . . .

序文 2

七月三十日 4

4618 消印 年賀状 6

一九七二・四・二三 7

一九七二・五・二一 10

八月十一日 13

46824 消印 14

八月二十日 15

十二月八日 17

十二月十一日夜 19

一九七二・一・一五 21

47128 消印 22

47617 消印 25

48216 消印 29

No. \_\_\_\_\_  
DATE . . . . .

49214 消印 28

49 9 消印 29

49年(秋3)8号 49年(秋5)6号 謝書 30

昭和四八年(秋3)第八号 決定 31

~1980, 8, 16~ 32

~1980, 9, 2~ 33

1981, 10, 20 34

561027 消印 35

'81, 11, 11 夜 36

渡本多恵子 様へ ~'03, 7, 14~付 金本が50千紙 37

'82, 1, 7 年賀葉書 38

あとがき 39

序文

松下昇氏と出会ったのは、たしか、バリケードされた大学の学生会館ホールで行われた講演会(～自主講座)の聴衆のひとりとしてであったがそのあと講演会を転換した荻原月勝氏と一語に交わりとり囲んだ座談会ぶりの場で直接話したのが最初であったようにおぼえている。

当時、新聞や雑誌にのっていた松下昇署名の表現文章のいくつかを讀んだといふ、そのなかにも、《情況への発言(あるいは)遠い夢》の、実際に、1967年10月8日 佐藤計米阻止羽田闘争で行動したもの(～E5)への、透徹した解放感をおたせる文章は、その表現<sup>で</sup>にあるというしかないもの、表現(概念)との出会いとして、静かにしるが衝撃波として、僕の中に滲潤していた。

ある政治目標への天空の彼方かけこみ命消える行爲であることを必然の理路としたものか、そして、表現(行爲)であると言ひ撰えらるるとして、いま、このこのバリケード空間は、(市民)社会の一端での紛争、抗争、闘争として、命～生の様相をどうあらためていくものとなるか—そして僕は質問し、といふよりぶつちけたように思う。

松下氏がそのように答えてくれたが、いふより何を話し、なしたかはおたく覚えているまい。かそこで出会いがある存在との出会いが黙示されたまよにもあった、と、確かな感度としてあったといふものがあったかどうか。

存在としての出会い—それは、また、非(存)在にかこまれて、非在が出現している、それと対等に存在してはいかに成立していることを感じとらせたいか<sup>存かたか</sup>。

語ることを書くこと、書くことを語ることとのまたいだりある距離をいかに懸隔をつきかち、相反する力と脱力をあるところあるしかたに統一している仕掛けがあるとしたら、呼吸への距離、いきを止め、後退させられるていしかないかのよりに、そして、そのすばは、ある地裏に死ぬ、彼方に死んでいるとあるうか、死んでいる、部分有的に死なされたものからの、それへの呼吸がある、—《死、このうちは死んでいる、ある部分死んでいるに語っている》といふものであった。

彼は、書くように語り、そして書くように語るように書くように語るように、死を非在を、た、うたてかけるようにほりうがめ、そのとこし、打ち消し、移動していた。彼はほない、なにそのかへ、と。

息がつかしていた、呼吸の仕方が異なる、といふようになった。語る、といふのでもないかもしない、勿論、(しゃべるのでもない、そして、発語の発言といったものでもない、声のトーンは、どこかしかないある傾斜していく下方から、へと、抑判をみしにいきながら、しぼり出さず、その場その場のラマに正確な距離で、こいかに関係性の全周をめぐらざる連心でとまり、こいかにそこに言葉がある、言葉があるよりにふるえ響き、とてき存死しているものかあった。

ふたりだけと対面し、対話したのは数分ほどときなり、大体十人前後の幅のあるあつりのことであったが、そのかたる—発言は、そこにあつたといふ何一人の誰かかに照準をあわせていようでありながら、その人とあつた反対の意見、意向をもつもの、連いもの、その場にいないもの、かれこにあらうと陸中しているその一周、まわりめぐりながら、その人の語ることにつなせ促し、といふみに答へ、討議し、全く関係のないものよる事例をだしてあらうしていき、討議テーマの核心をつみこんで、今度はけい馬とびのよりにとんでいったとみかは、ふと、異なる言語の、歴史時間上の、異類の真場であるかよる表現の型を対置し、記のうたの皆中に、あるいは各人間と、各人それゆかゆか的心中と連心にとどめあかして、言葉か、表現とい

二度ほりたりの倉庫をみるよるかあり、一度目は、その当時僕を送りといふH211天Jに類のあねしといふことで彼のつて注文したのによつたかもう一回は、僕が注文したもののものに全(みむまきま)を、付出し程度の前菜で、そのつとその場を切りあかしていくこととなり、す、かり白けとまといながら、ま、りかかかした。

勿論、彼は時にその直い身体をゆすり、ひざをたたいて笑いこぼす。常備に  
いるかのようなおめ五を吐き捨てる。遠く白腕に書いたような脳頭をふかし  
とげにひびくかのようにみえていることもあった。

僕が、松下昇の死後、どうしようも、彼が生きているものとして、いつもの  
ように、松下昇からの最後の郵便物をうけとっていた。何の不思議でも  
ないが、しかしその数日、数十分間か、生と死か、見のふたのようにつながら  
ている、つなげている部分に二重化され呼吸している存在と非存在であると、  
何かわかった気がした。何かから何かへのわたりの直伝する部分配分であるかの  
ような偶然を立証してくれているところがあった。……

残念なことだ。僕が、その語りや形態をまじく不器用に記述してしまっても、その  
内容を二重として現前呈示させたところからできる。ある場合、テープをよめる  
という発想は僕の手には行かぬとなく、ある時期、いつもそのように、と  
いふより丹精して、筆記しているとはいいが……。ここで僕は、僕にとり  
第一義的に、松下昇は、なにをどうしてしかいえない。それにより近似  
しているものとして、松下昇～の筆跡による手紙を、複製してみる。

《手紙はひとの根茎・糸網・アモの巣である、手紙の吸血鬼性、うたぐ  
手紙に固有な吸血鬼性がある。肉食の人間の血を吸う、菜食主義者と  
断食者のトウキョウは、ほど遠からぬところに、この城を構えている。》

(「シルドラルズ」/フェリックス・カタリ 《カフカ マナー文学のために》)

固有な血は肉食から菜食のうちにも吸われ、水でうすめられることも、  
新しい媒質への相取移しつ、宙吊りしていつているかきしめない。  
トウキョウも構えている城を、《分節した隣接した田舎家の寄せ集め  
であることが明らか》である。くすぶるトウキョウが新たな仮装を  
しているたづな。……



① 知りあったのは坂本氏より12歳の先輩。先づ12歳と言った。  
 年令は12歳以上。大学では同級生。東北・山形県鶴岡  
 といふところに<sup>熱心な</sup>カトリックの神父が<sup>明治121年</sup>あられた。それは萩原和父  
 で、土地の人を17歳から来たといふ。お石で死んだ。彼は萩原体験  
 を含めて、単なる信仰告白以上のカトリックであった。その後母子家庭で  
 苦学し、立身出世の風潮にのって著名な軍人の学者になるつもりで  
 東大へ。しかし入学(法学部)後、法学に定しさを感いて音楽に  
 熱中。法学部を出たらに補給の弁護士になる人が多いうちで(彼は  
 芸能社に入った。当時はおかしなコース。その後独文学科に  
 再入学。そのころ構内に入るとこの頃、2人の学生が二人いて  
 食堂でトク<sup>12-118</sup>か<sup>12-118</sup>か<sup>12-118</sup>か。10月の30日、10月の30日、<sup>又中か12-118萩原氏</sup>金庫  
 10月を文庫(一日だけ東京の所を歩いた)と(彼は11月、11月、  
 11月)学生はほかに行かずにあつた場所。そのころで存続的  
 親近感はあった。その後(彼は岡山へ。12歳は神戸へ。何年  
 かは'69年。当時のオチボレ学生は知分。岡山に来るからの  
 ころは坂本氏から。

② 坂本 12歳から岡山に来たのは'68年。来て2ヶ月間は津島クラブといふ宿泊所  
 1にいた。夜はわに11時30分まで研究室におくまて3時30分。  
 2は夜、赤、エンボックを借りて萩原氏の部屋に行つた。121年。以下、略。

(金本) はこの後しばらくしてから参加しているの? 直接聞か... (2/1/11)  
 [ '87 8/9(日) < XのYにどう関わりか ~ > エフ-2~とした会議 於岡山北公民館~電算研BOX ]

八月末に岡山へ... 予定していた(岡山大の教官処分(萩原勝:独語, 坂本守信:英語)  
 に関する人事院実理に代理人の一人として出席) (Mch 1999) 7ササ方(42)の  
 J-1の空に心に入れた(水)を飲ま行島に、あ、たかとうか.....





の、かり、乗せられていき、途中で勝手に停止ボタンを押しやの外に出た  
たこと、山に、下の子みたり、いなくまで乗ることを拒否しても、

行員が切り離せな、存在としてからどう被告なのか、存在としての被告が  
<原罪>などというアクションみたり、あるとして、存在に告げられていること、  
存在が、アクションとしてしかなく、というところが……

研究室(の本) 借りてきたにあって二冊か、いすも手もとにある

“人事院開示は昨年のときもさうだが、教室の特権であり、はくからみた天国  
開示だ” かし、ここに含まれた幻想過程は失有しているのでは～”(金本浩一)(Mech P57)  
と、<天国開示>などと二度と口にしな、言葉で発言したことに、

ここには、学生も<楽園>開示をやっていたにすぎない、という自覚も、自分の存在過程  
からしてのものとしてはなかつたはず。

そのと、特設工場の会場がきめずらしく、公金をつからこのものという認識も  
なかつた、屋上屋を重なる……というのではない、隣接した空室のと互いのあった  
部屋のと互い……という幻想、連続していく空虚性にひきずられていく感覚  
が、ここで弯曲していくか、<ある空間に身体を置く仕方と格力との関係>(GT)  
の対応構造における重力密度を体測りさせてくれている

債務者が被告の立場で、法廷にのぞむことかしているのか、仮装被告論に  
して、どうあきらめ、あまたな展開をみせざるものだろうか？

<格力と義務>関係の、原告と被告という<存在をめぐりての型と行員>  
関連と交差して、<公(格)>のなかにははじめて<人>が問中してくるとい、  
法的(幻想)構造の、下書きかのさかして……

いづくかの...

一三 A 十...

...

...

...

...

...



...

...

...

一九七二 四八



# 〈大教室突撃隊〉アピール やうらの反革命を許すのな？

## — Bの109を再び解放せよ！

やうら(大学当局)は余りにも破廉恥な行爲をしでなした。もはややうらに対して寛大にしていることは許されない。やうらの反革命を許すならくあはた)自身も反革命として糾弾されるだろう。Bの109(解放)争いは、今その様な局面に到達している。5月19日(水)の事実経過はこうだ。

まずやうら(大学当局)は何の理由もなく突然Bの109からDの307への教室変更を一方向的に通告してきた。これは何を意味するのか？ やうらが我々のBの109斗争の一切を無に帰せしめようとの意図に他ならない。どっこい、どうは向屋がおろこない。我々は当然にもDの307へ移動した。なぜなら大学のすべての空間は〈Bの109〉たりうるからだ。

さてDの307へ行って見て驚いた。(まさかやうらがこぼまでやるとは...) やうらはDの307の入口に20~30人の教官、専任職員と動員してビケ・ホイーンをはっているではないか？ 〈授業〉を拒否しようとする学生を暴力で排除すること、それが大学人の態度か？ やうらの論理はこうである。やうらの一方向的な訂故に対してあたかも奴隷の如く無批判的に受領性、非主体的に、機械的にロボットとして服従する部分のみ〈授業〉をうける権利を持つというのだ。我々の論理はこうだ。我々はもろろん奴隷ではないから主体的に批判的に、こめこめて個性的に、そして何よりも主体的に〈授業〉をうける。学問から批判をとり去った主体性をとり去ったら何が残るといふのだ？ しかもすべての人間は服従をうける権利がある。さもないれば「公衆市民財産」などというに白くし、マホメドが

さて我々は正当にもこのビケラインに対して抗議した。抗議したやうらに対しては、やうら(主要には)と斗争服(厚く武装した)はなんら答へることなく、機械的になぐりかかり、公衆同状等のアジビラを奪い取りました云々という

た。

我々はやむなくビケを突破すべく隊列を組織しビケに突入した。この間、学外に待機していた隊は望遠レンズを使用して我々の隊列を正確に撮影していた。これらの秘報は明らかに大学側の要請によって出動したものである。従ってやうら(大学当局)は我々を官憲に売り渡す意志があることを明白に証明したのだ。一体く授業をうけようとする学生を国家暴力に売り渡すとはどういうことか？ 「教育」と「研究」が曲いてあきれて物も言えぬ。

だが、我々は十数名の隊員は隊列をもって、20~30のやうらのビケを革命的に突破した。この間やうらは殴る蹴るの限りをつくしたにもかかわらず。我々が教室に入るやいなや倉沢(担当教師)は尻尾をまいて逃げ出した。(いつまでも逃げ続けられると思ったら大間違いだぞ。我々のトーカー)我々は松下四分物研、Bの109解放の闘い意志一夜のものと教養部内におりてデモンストレーションを貫徹したのである。(この時④のトラックが学外に来た。また叫びやがったな(曲め...))

さてこのうのDの307で行われた〈Bの109〉斗争は何を意味するか。我々の論理的請求に対し一切はもとに答へようとしなかったやうらは告誡、立入禁止等の様々な措置をとりながら、我々の抗議に対し我々が全くおぼろしいのを見ておびえ切り、ただ我々を暴力的に排除することをもって授業秩序を防止しようとしているのだ。もちろん我々はやうらと暴力的に対決することも呼びかけない。従って結論は「来週がたのしみだ」ということになる。

学友誌「5月26日(土)の109」(P.M.1:30)で起るであろう事態こそ「大学」の至りの本質である。Bの109に結集し、(あはた)の眼ですべてを見きわめ、「大学の幻想」を粉砕しつくそう！

1971, 5, 20. 星を見ない会 (奥路派)

# 〈倉沢〉氏への公庫復旧状(2)

1. 前回の公庫復旧状(1)に対する倉沢氏への回答は、おしりにも致事であり、ご迷惑をおかけした事、誠に遺憾です。また、私共の全公約復旧に、ご協力をお願いいたします。

2. 現在まで三回にわたる暫くの間、お詫言の連続で、誠に遺憾です。現況の復旧に、ご協力をお願いいたします。また、私共の全公約復旧に、ご協力をお願いいたします。

## 〈B707〉

4. 私共の全公約復旧に、ご協力をお願いいたします。また、私共の全公約復旧に、ご協力をお願いいたします。

79.7.15 19  
自主管理連合会

薔薇 四・十 = 国大斗争統一被告団意見陳述集(一八七一年七月三日発行)  
特別弁護人選任申請書 a 別紙(一) 荻原勝 別紙(二) 坂本守信(国大関係)  
別紙(三) 八尾信一, 揚場寛夫, 小笠原照也 (元国大生か学生)  
と有と申請中である。

又夕 編集 = 赤木真澄 + 山口明 による日本ニコミセター(赤木)を発行所  
とした雑誌以外のあらゆるメディアを照準とした「ニコミ誌」を標榜  
昭和44年10月1日第1号から第44号(昭和49年7月)まで発行中である  
「言葉の隅にうすくする『表現の鬼』をみつけよう、つくりだそう」という発想のもとに  
あるが、この情報に於いては、圧迫、窒息しかかっている「表現の鬼  
(~タマ~カタリ)」から、再度情報(雑誌)に反転~占拠していくという視座も  
もたえながら、~たとえ~二十数年をもちいたままである。

「反論書」 (懲戒免職処分審査請求手案) に対する「反論書」は、  
この手紙、この手紙と12書けとあり。

金本浩一 投稿

八月十一日

松下昇

いまま思いつくまま、夕の原稿を印刷所へも、こいつら、  
正と、うへへせりして帰ってきいところでは、  
きやん、ハハハ、る論者、できたら送っていら、けませか。  
「特別弁護人」らと、はるかに覚悟して存在し続けようとする  
らうのすゝめは、さやかの……と感します。

FOKUYO



九.セ.のビラ <109> 哲学補講の氷稜的な転倒を! (Mch P58)

清水さん 清水早子さん 橋本和義さんとふたりに結成していた飢餓群団の  
闘争現場の光景は鮮烈であった。……この闘い方、突進する人々……  
などあると……

だが、僕の勝手な推測になるが、法廷現場でとくにいた橋本さんに  
<党派>と 偽装被害団とのあいだに……と想い、その中での機軸隊の  
暴力が集中して……を自撃せざるをえなかったが、とくに反撃~止揚するの  
<状況の急変量>へと結合して……自己身体、表現把握といふしかない  
孤<sup>独</sup>の作業にかゝるのか……

~~1977~~

金正浩一 稿

九月二十一日

とりにあふ、  
群を……

九.セ.の……を  
この向の……は、  
……

とりにあふ。

松下昇



十一・十七 \* 神戸地裁(5)回刑事公判

>21号法廷への出頭声明く ~ 非存在開争開始 (Mch 199)

十一・一五 \* 神戸地裁(5)回民事公判 債権者側・湯朝証人の発言 (A)

11.17 神戸地裁(5)回刑事公判が予定されている裁判所の構図で、  
先述した >21号法廷への出頭声明く なるせうをうけた僕は、自らの裁判に  
対する姿勢を直したから、内心に不安な思いと裏に、恐怖に似た土壌の  
のど感に悩まされたい。理由・根拠とする文章も提出できず、たゞそれか  
出来たとして、裁判に不応答するとは、勾引状をもとまらねば、保釈の  
取り消しにつながる。何より、すでに 裁判進程にの、かかっている、と、  
裁判所から、たしか北川彦氏を認めて、三人で、カウンター内での労働していた  
松下氏にたいし「鹿」にしているが、その後のことは全く覚えていない。

収奪 このように強い、(否定性の)言葉モストレートにうかえているのが、  
松下氏の表現行動の真骨頂といふところか、他にどのような言葉か選べば、  
僕もラフに「くちやとハイシャフ」などと書いているところかもしないか、何故  
くみみの分)ちのか、実際に貨幣はとうとう送られたのだろうか...

おららくには、僕のあやうくが正しくいって、資質のある部分を探しとめ、  
共有し、もっと深い、非合法的な領域からの根底的な批判がこめられて  
いたかもしない。仮装乗車に失敗し、その対処の仕方を批判した。よに...

十一・一五 研究室公判の文書二通と上原君の口 分断とわらわ  
みわたりたい。

八五  
本  
法  
一  
後  
記

十一月八日

松下  
昇

十一・十七への目録を本質的  
十一・十五 研究室公判の文書二通と上原君の口  
十五日はそとく 十六日通達  
文書提出のやり取り、三階の審判は  
とるようである。

KOKUYO

▽二十一号法廷への出頭声明入

一、才四回の公判調書には「閉廷とした」という記載がない。この理由を才一回の才四回公判との関連で追  
求しない限り、才五回公判の閉廷は不可能である。

二、十月一日の制裁多判に因して仮装被告団が提起して  
いる特別攻撃申立に對する最高裁決定が出ていない  
段階で地裁が才五回公判をおこなうのは矛盾している。

三、へん公判にみられる全この人が法廷に(非)存在する  
根拠をいへず、いままも向いかけなけ  
ればならぬ。

四、十月二十七日のへん公判における私の発言「仮装被告とは何か、について被告から訊いては論じられぬ。」  
と、傍聴者↓法廷外へ運動しつつ深化したい。

五、和は月、水、金の午後三時から、銃招煙の慮しでの共同  
出頭をおこなうつあり、それが提起する意味は一方的  
に設定された公判よりも重んず。

少くとも前述のような理由から、私は十一月十七日午後三  
時いは……し結ける。

経 装 被告 (団)

△ 松 下 昇 △

一九七一年十一月十七日(水)

十一月十八の空間性を共有した…… 11.17 とにかへ宿泊させてもらって、  
11.18 とにかへ何をしたのか、よく覚えていない……

裁判所へ送致のしきいで、求釈明書という突意、求釈という先出が次第に  
なえふさかぬ。但しにおきやらず。裁判は(自己)表現を、表現(行為)と  
して媒介する場である。ただ、あつて、通りすぎるのにかかして(過程)とる。  
少くとも、その小たつがすか。下に気がついた時には、できるだけ早く終結  
させたという力学に「かえりまわっている……

何故、かにも、〈求釈明書〉か？

裁判のたまある手続きでなく、法のしきいの〈足〉続きを問うたか  
ある……

五月三日の会通信(野村修・他)1号(70年7月)~26号(81年12月)  
(批評)と記されているが、号外(一八七〇・五・二六)として神戸新聞(毎朝)  
等が発行された。

五月三日の会通信七号(6, 四1971)取載の三氏の求釈明は以下のとおり

- 求釈明書 坂本栄信
- 釈明要求書 昭和四六年五月十五日 荻原 勝
- 求釈明書 一九七一年五月三十日 菅谷理矩雄

十一月十八日の空間性を共有した…… 11.17 とにかへ宿泊させてもらって、  
11.18 とにかへ何をしたのか、よく覚えていない……

五月三日の会通信(野村修・他)1号(70年7月)~26号(81年12月)  
(批評)と記されているが、号外(一八七〇・五・二六)として神戸新聞(毎朝)  
等が発行された。

十一月十八日

菅谷理矩雄

菅谷理矩雄









前略

貴殿は、昭和四十七年一月十日より土曜日  
 日曜日、祝日を除いて、教養部構内に立ち入  
 り、連日午後一時前後から午後三時前後までB  
 一。六号教養面出入口附近で、無断で同教養  
 のガスストーブ等を使用し、ハ、V、焼きと様  
 し、食品を敗死しているが、かゝる行爲は、  
 大学が固有財産管理権を侵害し、公秩序を乱  
 するに違ひなく、是等行爲を許さず、かゝ  
 る行爲を速やか中止せしめるよう要求する。  
 以上

昭和四十七年一月十九日

神戸予備区 齋甲一丁目二番一号

神戸大学教養部長

湯 浅 光 朝

神戸予備区高村多楠町五丁目  
 松 下 昇 殿

この郵便物は昭和四十七年一月十九日第...  
 郵便局に証明郵便物として送付されたものと証明します

郵便局長



廿一番中上々吉

ひ 次 第 に た の し み あ り	こ ろ の お も ひ は れ て 物 事 と の	の い づ る が と と く あ き ら か な り	は じ め 少 し あ し け れ ど も の ち 明 月
--	---	--	---

甲 六  
神 厄 橋 八 津 授

才 号 昭和廿七年 / 月 日 / 日

松下 号 殿

神戸市 灘 保健所長

無許可営業に対する警告書

営業の種類 飲食店営業

営業所々在地 神戸市 灘区 北町 / 丁目 番地

上記の営業は 昭和廿七年 / 月 日 より無許  
であるので 昭和廿七年 / 月 日 までに同業  
許可申請をして下さい。

無許可のまま営業すれば、食品衛生法第21条の  
に違反し処分されます。

なお、本署持参の士

昭和 年 月 日 神戸市 灘区 北町 番地

食品衛生法抜萃

第30条の2、第21条第1項の規定に違反した者、(無  
許可営業者)は、1年以下の懲役又は3万以下の罰金  
に処する。

食衛 A6 上 45

39.7

荻原氏に依頼されたものが何であるかおまいたせたい

新聞 岡山大学新聞 (昭和47年5月15日)

送られたものがそのまゝに郵便システム、その過程とよって突っ返されてくる

一対一対応の手配がよくなさう... フォトコピー 死体検案書が.....

とて裁判関係送達に未開封のまま 第(三)者への運動自衛隊にといけ

られたい... 宙吊りや、行方不明にたどり着いた多数のものやその後の現在が...

ところが 批評集の巻4 (~1994.9~)には、〈解体・岡山大学新聞〉=

廃刊号に掲載された一資料として収録されている。どうやって?!

送付とく > 返却といふ > 過程のどの様な条件解除〜(緩和)

構造か、その収録にいたる経過にふれたいときに、あるといふのであろう。

僕は 松下氏に直接問いた方がよいのではなか。'94当時送られたものを

行々と読み返す、ページをめくるとみるということもしたのだかもしない。

この些事が読み返せるかもしないこの探求のためにも.... 作業を続け

いかるにはならない。とて、〈解体・岡山大学新聞〉=廃刊号 (昭和47年5月15日)

ではなく、昭和47年10月7日 岡山大学新聞の最終刊である。〜蒼空の突撃

書籍の往還はなされた。

学籍がどうなるか処理されたかおまいたか、大学共済会職員に

もこりに、学生会館倉庫のすかすか夫を、大学祭企画にのりかたちで

講演〈シンポジウム〉を前向きなものとしたい。

基調〈全公開.....〉とし、当日配布するものとして 兎矢東西〈夜夜腿断

から昼屋肌光〉をばいせと準備し、すかすか天竺の白い作業服と白い

女性用雨靴を土壇上に立ち付しはいいといると、こゝから、閉まつた

るべきものが登り、講演は紛れもない.....

荻原先生に依頼されたものと、新聞を同封します

# 田原學齋

発行所  
岡山大学新聞会  
岡山市津島  
電話 1111 (内) 791

当新聞の編集はあらゆる人の手にまかされてい  
ます。公開され開放され  
た編集委員会は随時行な  
われ、そこには協働作業  
が存在しています。

喫茶と軽食

## ね

## も

法界院踏切東入り2軒目  
1111-1114



就職・公務員準備書は  
**増進堂版**

## 吠庭

一包围が散開しつつなほ闘争を続けるを言ふ

(柳田国男 後援記)

四月に欲情し枯れた死月の花  
幻想の削刺された残門をまたぐその裏切りは  
裂傷のフラッシュに映えた乱闘で失神した  
生捕られた実験室の水槽のそこ  
死魚の眼の秘密を伝授した  
朝の部屋の毒コーヒー  
のみくだす腰の涼に濡れおどる  
きみはこわばる顔で僕を見送り  
血あがる空  
闇の色がめぐりかわる

正午の被告席を見下す  
回転することの絶えてない扇風機  
踏みゆけば無音にさえる鍵盤の階段につづく  
法廷はみはるかす秩序の巨きな洗濯機  
青い制服の干竿の列に開まれ  
ザブ・マルタータイヤと

潜在する正義の寶石を信じる法吏が  
揉み搾りかわかす  
荒びはる標白の暗黒  
そこに発語は逆に降る雪のように滑をゆき  
雨の降る証拠フィルムに写しとられた  
行為に自乗する幻のとけない積分演算  
綜括はいつも組織の窓ガラスの擦音  
構成された屈辱の股間からもれる  
水腫れした致死火傷の影  
踏絵ゆく砂利舗装路の息風の切れ切れに  
裁割された舌根

心棒の分解し倒れる時効の独楽  
腐れ干切れる意志の紐  
悲鳴に垂上しくれるきみの思念は  
判決のくだせない裁きの庭の果てまでゆけるが

不知火の臨時革命政府は見舞えなむ露波のまぼろし  
たけりうねる法網の波を幾重にもかぶり  
法廷獄道のむこうからあゆんでくる  
すれちがう男は誰  
人間にたつまく裁断の宿業は絶えず  
庭柵こえる曠野に失踪し果てる  
逆泳に穿ちゆくのも地下の空  
臆腑の雲の打寄りうねる  
地岸に吠えさすらう  
きみはどうしてひとりて解決るか

いかん文脈で述べるかが問題  
だ。端初から注漢たる未透明な全  
体が脈絡ある構想にさえられて  
いたとして、すでに書きはじめ  
行為は、それを打ちこわしてい  
くかのまじ、ない無地の跳躍と  
し、きまごころいかなくはな  
らないからだ。そして、ある文脈  
が山脈のように彼の命脈をよま  
る。水脈も映っている。しかし、  
漢とた文脈が彼の命脈そのもの  
そのまじのひびきまのまじの  
ない、それはなにかかかかかか  
比喩はいくらでも語らう。そ  
の一步先はわからない分水嶺をわ  
たりあるいていくのもあるかの  
ように、語らう。決して述べえ  
ないすり落ちこんでいくものか、  
その無方の脈絡に消えいく。な  
ぜとから、そこにいるのか、  
は、あふゆく足もこひきま手  
きしがつく手もとの間にはあ  
らう。後をさかむこひきま手  
ない。そこをちやうど軌跡くす  
れゆく端端であるかもしれないの  
だ。たしかにあふゆくものである  
らう。そして、休養をうけてい  
てきたとして、それは彼をなま  
すかかかかかかかかかかかか  
却るあふゆくすすす、しほりとも  
そこにとまよるひびきま手、両端  
の脈絡に声を落さずともあふゆく  
ていっしてしまっている。よし、そ  
れをよしと、恐怖の起動で  
あり、それであって、確たる恐怖  
にかりたてられているのではない  
のだ。あふゆくは、はしつてい  
るのか?!

言語表現(行為)は自らする。  
そして、その打ちこわす、いかに  
げんの観念の領域は、原始的人間  
とおなじほどの表象の領域にすぎ  
ないものであるかもしれない。その  
組成の複雑化にたたらあふゆものか、  
にんげんの対象的世界に自覚的に  
はいりこんでいく行為として、そ  
れは歴史という時間系列を拒むも  
のである。

その非歴史性を、加担の歴史  
性として選択するの、政治的行  
為から心的現象にわたる書き言葉  
にいたる全貌が、商品世界市場と  
民族国家をつきぬけ、選りして  
く、幻想として把握されたと  
して、いま、その幻想を分解して  
いかんてはなす。自立する  
言語表現(行為)が、どのような  
動物的な存在被規性性うたにお  
いてなのか、変容する自然に、存  
在の恒常的条件はどのような反応  
の非自然性として抽出できるか。

行動に自乗するの影をかすめさ  
らいくのが幻想である。幻影の  
相重は、行動にまじり沈下してい  
くものであっても、幻想その足  
もとをなさない速度の大きさを低  
空飛行してさういふかのごとくは  
らいあがついていく。しほり、倒  
れふし、無念をかみ、そこに不動  
と化してしまふことではなから  
動かすにかかかかかかかかかか  
もしあればそれではなかつた。だが  
割れ裂け散る、その破片にさか  
つていっしてしまふものでな  
いのだ。その幻影の集積が、実定  
的に、幻想吸収されおわけて

貧困がある。とりこんでも、ついで  
に下降し、控えられる理由という  
ものがあるだろうか。  
すでに、わたしは、わたし、  
て述べているのではない、という  
たいかな実感にとりかかれない  
が、それが文章化作業のやむをえ  
ざる仮称であるとして、その根拠  
をさらに深くたすねつ、わたし  
たちは、全共闘運動から入終身  
刑的V裁判として閉じられてい  
く山脈を、どのように位相的に  
換していくかが問われつつは  
いる、といっしてこころからほめて  
いくしかない。

松下昇……A松下昇現象……  
……として媒介されてくるものを  
前世的にのぼりつめられていた  
さらに昇降するものとも暖かな表  
現行為であると想定しつつ、それ  
をどのようにかかすめさかかか  
ていっしてはなすか、考えて  
いたわたしの発想が、連立赤軍の  
たたかひの衝撃にうたれ、分解し  
何もすることなくできない無理の  
手とり、あはれた口を空魚の  
ようにあけて空気をすっていら  
たが跳びてきたが、そのへんが  
かなたたりつめられているか、や  
はり言語表現行為に確執してい  
ざるをえないのは、どのような行  
為行動にも反動する、決しておの  
れのうちにのみある内的秩序た  
ないものか、もしもいっして  
れば、Aけいれする永遠Vと  
しいかきうがなれないもの、じっ  
とみつめられつめられていくのが  
みえ往來しているのに、逃がれ  
れないからだ、といっしておかし  
ないかもしれない。

ひとは、それははた、確固とし  
た自覚意識のうちに生きているわ  
けではない。それは、必ずしも  
言葉だけによつてはなすことも、ひ  
とを翻つするものでもあつたが  
が、それであつた、またひとは  
冥暗なる曖昧を切りこいて、また  
ともじつとした。その闇をじ  
つとあいていく透明化作業が、文  
章化作業であつた。そして、そ  
の筆端の透明ガラスの反射鏡  
のなかで、彼は自らを凝視してい  
くのであつた。あかき、乾き精ん  
だに浮かされいっ……  
それにして、六十年代当初、  
松下昇の次に書いていた。  
△何もしたくない時期、いや何  
もできない時期があること  
を考えてみたことはいかにV  
こういつたところから、それが何  
であれ、△遠慮Vを視触し、△  
関係としての苦悶Vを内在的  
にとりだすところから、ひとり  
△北の海Vへいっして、彼はし  
たのであつた。そして、今、そ  
から、それは以前何かをやり、何  
ごにかかかかかかかかかかか  
あり、やるといふことの挫折と  
敗北を刻印されているといっして  
はたすすいっして、彼はなにを  
うてたのか。

例へば、△例へばVなど書  
いてしまふが、国会議事堂構内へ  
突入した千原は、そのまじにな  
にをなすところか。十月の備

空の角形3号の封筒 48 2.16 瀬の消印

昭和四六年(壬)第八三九号, 事件(債権者国 債務者 松下昇)研究室宛  
に7112の 昭和四八年二月二日付 債権者 松下昇から 神戸地方裁判所第三民事部  
御中宛 <最終的な取組もあつた準備書面を以て意味をなすこと>あり  
提起文書(カホソコビ ④ハニ)が別にあり、これを送って下さるのには  
たいへん 感謝いたします。

70

8  
16

山内様方

金

本

生  
口

一

様  
承

170

山内

山内

山内

山内

山内

山内

'74 長形3号の封筒が空のまま残っているふたつのは、49.2.14 岡山中央  
消印がはきりとしたものは、金本浩一様気付（共同参加者）様宛  
〔神戸市灘区赤松町一丁目一番地 松下昇〕様気付（共同参加者）とされている  
何人の〈共同参加〉であるのか？

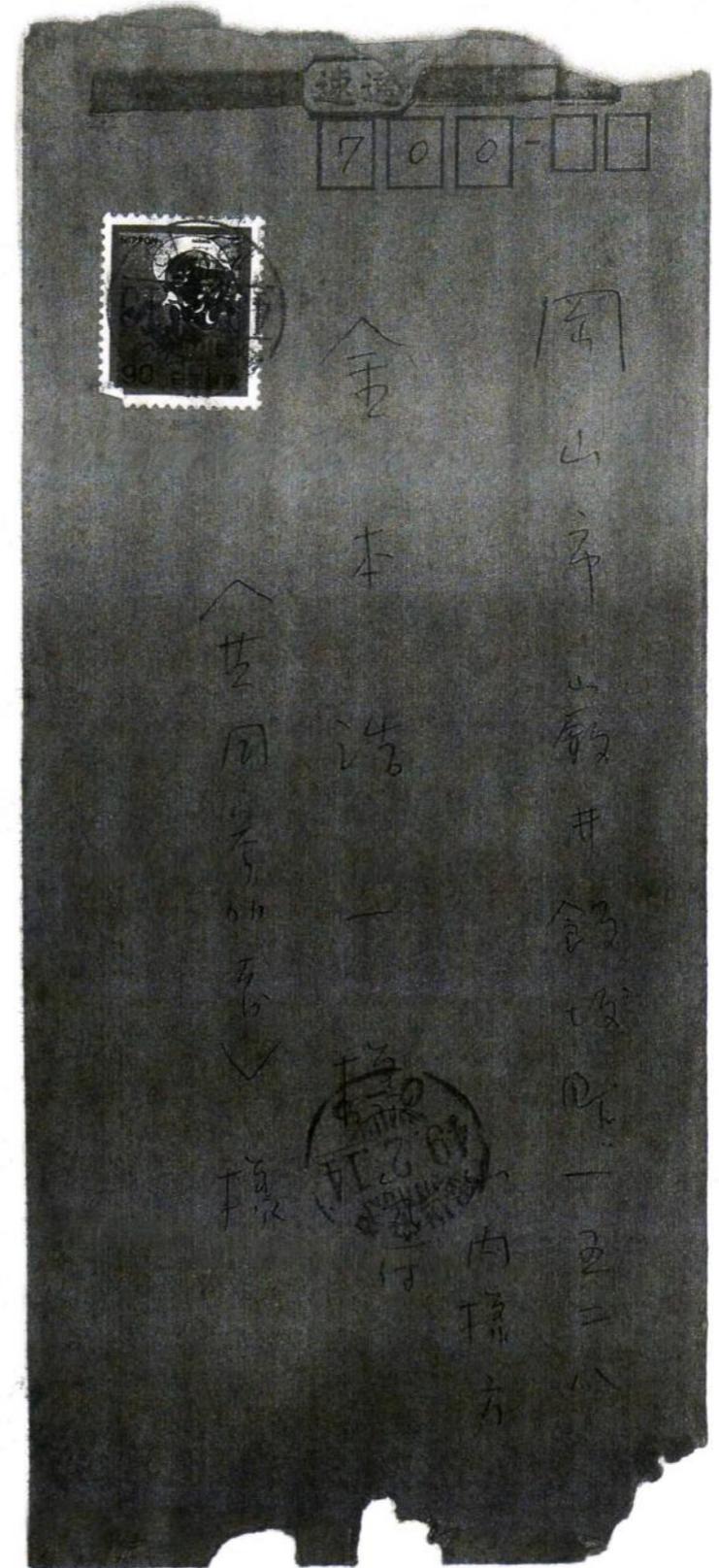
（'74.1.31 岡山地裁・坂本時信を松下、目の前と不出頭を理由に勾引〜4.12  
判決まで勾留）（Mch p69）

〈 〉退程〜（岡山工学教養部A棟一〇三教室）103公判訴訟への  
〈共同参加〉であり、手紙の内容は、金山を明示せずとも、新聞の告知を照会  
したものであったにちがいない。

〈きみの裁判退程が〈 〉焼参加退程にたるとおかしなところ〉と。

（'69 大学では、その中心の構成員のあった"授業批判、学生組織、教員  
会議、入試（事務）、自治、研究、学問、自由……"等々について、社会的  
テーマ（例証と反証）と関連づけたから討論し議論したという。これ  
その外を自覚な自明な点として言えぬといふのはなく、立ち止まり、  
ストし、その点をまずまず動きにはハリケードを構築して対抗するから、  
論議し、ぶつめ、うかがっている…… 社会にあると、大学と…… 場外  
に求めるものは、どこにいるもののためにどうして何をする？と問うことになる。）

'72〜 学生会館食堂でできない夫を知らず、休憩時間を利用し……  
英語講師「坂本教員」の〈教務〉係より委託された片山恵子（に迎魂隊）  
と名のり、当局教務係と成績票の授受問答をまいた。又分を  
策動する教員会議に参加したり、逆封筒を宛先不明とした103教室の  
103に、食堂から来た印を掲げたり…… 僕にしていたか…… 当時  
交際していた女性か、僕の制止をふりほどいて103教室に居て坐っ  
ているだけで不意の被害となった時（'73.5.12〜5.23）、僕にたまた  
まの失敗をうかがうた。無言の不意をその場に存在するに共有するとは  
あるが、その意味を追求してみることができなかった。



やがて、〈六甲〉をばさんた地に生活の拠点を移し、〈召喚〉状が到達不可能  
にたっていた〈被告〉の彼女に、よに求め、てかえ行き同行することも、さうに  
一諾にとりまかせることもできずにいた僕は、別の女性の部屋にかよはせぬ  
で、から、停車人としても出延していくことになるが、どこか……どこか……  
法廷かはいける。法廷は、場全体としてどこにいるみんな一諾に引きあが  
っていた。

……落ちたといふのは、裁判所内の物置室であり、どこか対面した糸潮  
した方にもかえり荷物を交換したか、ひとりだけ杖放した僕は、  
交換したことを引き受け、開放できないまま、新しく彼女の部屋に留置  
された手になり、いく……

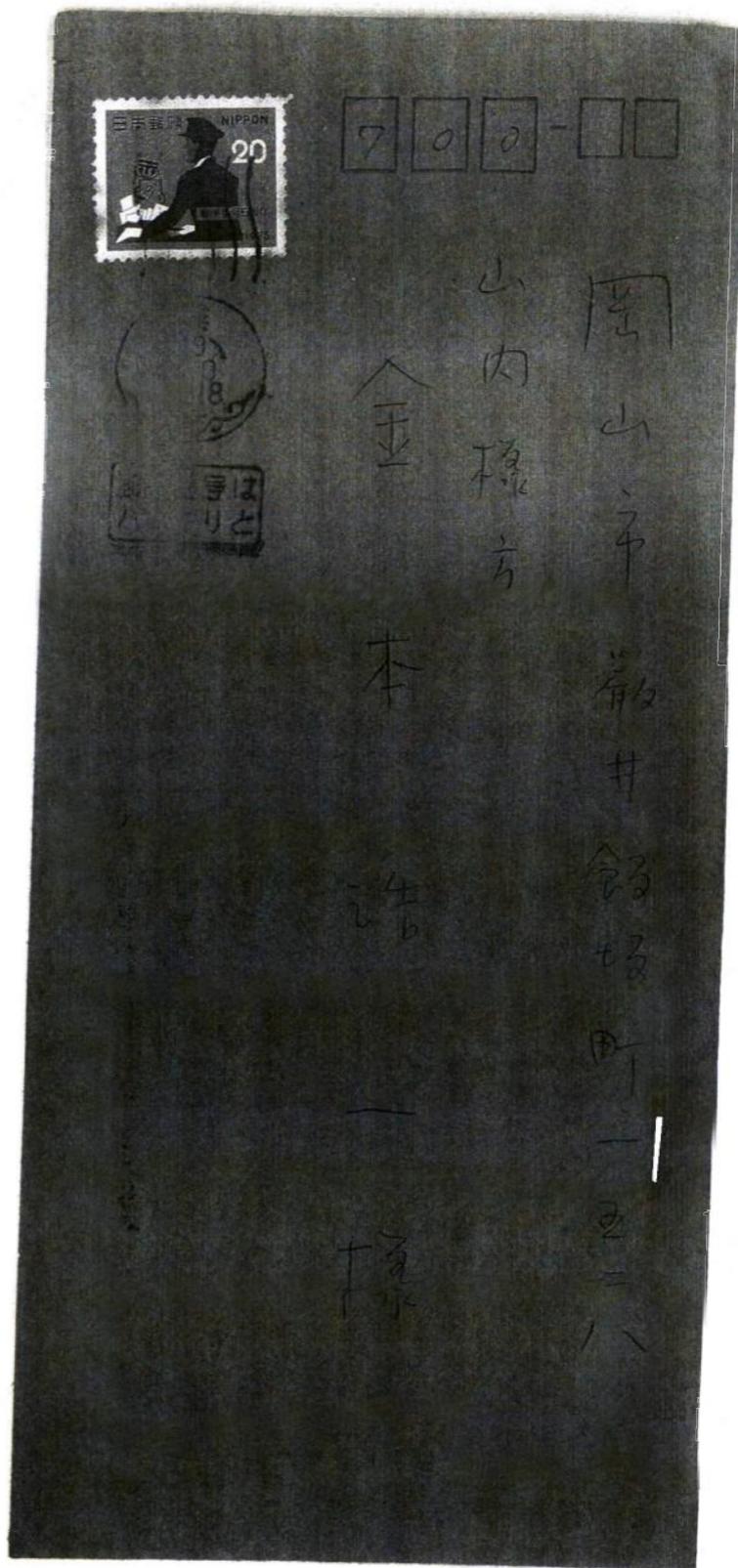
一年後の、自らの裁判の判決をきくため勾引〜拘留された拘置所のノート  
(昭和~~50~~年7月18日 交付)では、〈下書き封筒を、三、四通あすからして、  
そのほかには、{請求状}、ある……といふ文書何通かすりと、〈印かんせ  
入った〉と書き記しているが、意味がわからず、下書きする心がない。

〈マコト〉が「裁判長おかけ」で「投書」されることと、法廷か〈マコト〉に  
衝突して争い散らすことの関係が、相対し差し違えていっている中で、  
一定一定しているものは何とあるのだろうか？

審問状況の開示である。  
法廷は、〈裁判官が訴訟事件を審理する場内〉である、この言語の  
逆立(性)構造を問ひ、審理し、裁判するか、いかに容れざるの釈明を  
自己〜全関係性の共同表現(過程)として求めたい場合=過程として  
いくことになる、と。

1か、僕は、自らの裁判過程にあくちくする時に、裁判所の扉から、いり、  
戸をたたくように出たといふたかたのかもしらぬ。

もういっせんしている空。封筒は、49〇9と消印がみえらる。青い  
封筒である。



(青色はコピーできてない)

今年(第18号)

今年(第6号)

本人 在米 裁判所 (出頭)

事件 窃盗罪の 事件 裁判所

裁判 裁判所 昭和四年八月二日

裁判所 裁判所 昭和四年八月二日

昭和四年(三) 年(号)

決定

右の者と訴する者(本人) 違反による制戒事件として  
決りつけられ有る。

本人を監禁二日とする

理由

(事案の要旨)

本人は昭和四年八月二日午後二時二分三〇 岡山刑務所  
第三号 監禁におり、当裁判所が 被告人 本人に對し  
念書勸告等事件を管理するに際し 懲戒として  
入獄して之をのぞくが 裁判所が再三元を禁せ  
するに本人は之を拒み、不服を述べたため 監禁を  
命じられた。当裁判所職員の 意見を一新しようとして  
竹野(氏) 氏に 入獄を命じた。被告の 訴えを  
撤回し、もとより 裁判所の 裁量に  
任ずる。 裁判の 趣意を 示し、 裁量に 任ずる。

(通申(元) 案)

延等(案) 二条一節  
昭和四年八月二日

岡山刑務所

裁判長 栗原丹次郎

岡山拘置所にて 昭和四年八月二日に 交付された 雑記帳に  
まゝ記入したものの 書数は 下記のとおり 及び 記入した こと 及び 法廷  
延等情状 報告書 等 も 記入 した こと である。

自らの〈10〉年性のテーマとは何だか、と、自問しているときもあつた。  
NAGOYA 消印で、赤松町 松下昇から (株)K321-K・モンテイトン  
気付 金本浩一様ときよる書信の、出さる相違~対等性の把握、それ  
以前の〈知る〉過程、口座振り込みとていつに資本主義経済システムへの  
依頼との関連にも……

仮装郵便という、関係といて労働力のネグレクトとゆる貨幣のーは  
可能とも、仮装書留、仮装振り込みの不可能性は経済を媒介した  
国家論(〜偽札)にあつて、個〜人々の〈カンパ〉といふ位相水準に  
しかたないのE33か?

〈私財の刊行しているものは、この方法で生活が成立しなげきは、せざる  
条件の誤りと変革の必要を、任意の人が了解することを目指している〉(G34)と  
提議者の開示が、出会う時に審判りエホといふのは、ここでのこの開示は  
その後何皮も出会う)とてしても、開示でもなければ、何皮の出会ひも  
なかたといふことにならなげない。出会う)とて…… といふこともな。

金本浩一様

あなたへの〈10〉年性のテーマへの、ある  
字のあしをこめて、あえて提起します。

いま、あなたへのいこかしうる

〜10〜100〜1000〜万の〈金〉が

あつた。至急

太陽銀行 309-1007646 (松下昇)

に振り込むことは不可能でしようか?

用途〜については、お会いする機会にのべ  
ますが、必ず納得して下さると確信します。

なお、この提起は、あなたと出会うのまで  
周りを審判りにします。

〜1980.8.16〜

松下昇

社会的階層がすくなく逆断層の振幅が逆心理的性、決相して、  
ハリーットの原案はく > 焼とい、位相を逆照して書きしよす。

### 金本話一様

8.22の日付の 86,986 円 確認し、いまは小石  
をいり、あふらぬ ~ に、あふらぬ、あふらぬの  
情報も得ていす。

いづかの表現を同封することをも考へていす。  
あふらぬ、逆ハリーットの性も思へ、富名リビして  
あふす。何が現れて生きたあふらぬの、あふらぬ  
逆方向から判る気もいす。

217、74、いづれも追加 ( < 金 > は限りなく  
あふらぬ ~ 100 ~ の壁との格闘も経ていす )  
を歓迎することも付記して。

~ 1980. 9. 2 ~

松下昇

10.28 判決 \* 神戸地裁 { } 公判, 神戸大開戸松本刑事事件の1審判決  
(Mich P107)

→の〈かけ〉という意図が何であるか、全く分からない。しかし、  
互に、他の方法で〈かけ〉をこころは、模索〜実行していたのである。  
こんなことを言っていることにはどんな意味があるのだろうか。互に、ある、なすけない、  
〈かけ〉である……

表現と2冊 時の楔通信 第(2)号(一九八〇・十一) 第(3)号(一九八一年)  
とある。

金本浩一郎

10.28 判決を前にして、信じたことと成す。

〈事件〉著者の連絡をとり、この事件を成す。

もし、ある年の午に、この〈事件〉の、 $\frac{1}{2}$

10.27 まで、送った下は、→の〈かけ〉

こころは、成すことである。

表現と2冊を送りました。ご希望の、

1981. 10. 20

松本 昇

この時の自らの手紙に再会したいか (木の葉)のかゆりに、何故小松菜の  
夕ネを愛したのか

目付もない、～μ～表記は、書簡の(往還)構造のどの部分な  
(変)如の予知～予告にあらたなだ。}

金本活一様

お手紙を、小松菜の夕ネを愛したのか、と  
手紙に。〈水〉と同封して送ることは残念ですが、

前回は、お返事を、より具体的な内容にと

〈水〉の、 $\frac{1}{2}$ と、 $\frac{1}{2}$ と、お返しの〈水〉に

より、同封の時の段通しで〈水〉号の発行に際して

費用(5～7万円)と、お返しのことをして

て差し上げたい。可能な場合を、お返

への～は、お返しの～変りをして差し上げ

～μ～

返信がかけなかった。何かの応答ができた。しなかった。  
後出しじゃんけんご立振舞うときは互いが、前後の都合などつくはずも  
ないが、この途絶え、〜74〜にうちかえし、うちよせのものがあること  
の一端として、さらに75〜76した地裏のものがあるが、次の表現をせし出し  
ておこうと思う。この新聞の断続上は、その後、出念い交差していることが  
あるが、最少限の註をつける。徳島大学教官助手山本光代さんの  
懲戒処分（停職6月）に因り、〈山本さんを守る会〉の組織となり、大厚姓  
の〈身分〉を消滅処分したとく、決本多恵子〜さんの徳島での生活〜下田か  
の場であった。〜蔵本元町〜から、三十年〜性の〈資料移動物〉に関する  
件での、決本さんとし僕らの手紙になる。

金本 謙一 様 (万一とどいていなくて山本は、こゝで書下すい。)

10-27にお送りした手紙へ、応答いただき、  
11.4〜6に甲ごの人事院審理があり、来年に続行され  
る予定ですが、どうか通信を継続いたします。

〜君のあつたとき〜、情況のある秘伝の軌跡を  
あつたの中に、〜君のあつたとき、あえて---

8.1.11.11 既

松下 昇

人はこの世にいて 集団を形成し、集団のメンバー同士特別な感情をもつ、外部の人に対して攻撃的になる。この社会的な固定観念は「同集団外集団偏向」に由来する。

河村龍一郎「狐と木の葉」(1977.10. 724号)
小松竹彦、栗本浩一郎「経済の発生 官と農人の70-703日(1982.9) No. \_\_\_\_\_

栗本浩一郎

'03.6.30付~'03.6.23付の御手紙が4封、お送り。
今(この)僕(の)都合に合わせ、その上 林を互に配るお礼に...
僕も、7.20までの日までの飲酒により、徳島(駅)に...
いかに神が有る予定か...
車検を済ませ、打ち合わせして、7.21の夜...
~ 栗本浩一郎 ~
山本浩一郎(浩)と...
下着、単なる物品としての...
... (最後) ...
の過程で、僕は、4分の1世紀の...
のよる言葉も、<埋め立て...>...
下着に幻視~発見、詮索して... (合意の)

直土への共有体 ~ 物理的変換から、言語と...
と...と... 集団~共同...
... 森林から...
表現過程に... 自己...
... 作品...
... 歴史...
... 交差...
... 一般...
... 幻視

林を互に配るお礼に...
... (合意の)

<文甲>と...
... 幻視

その時、僕は、...
... 幻視

<押し話>...
... 幻視

紙幣と(木の葉)と...
... 幻視

此の集団認識が...
... 幻視

当日手紙...
... 幻視

~03.7.14~ 金本浩一郎

「理論」← theory of mind

山本浩一郎、外集団偏向を... 幻視

(株) K32-K 国際興業 エンジェル・トントン 金本浩一様 及びの年賀状  
 葉書まで合計、深夜帰路、車の助手席にのって、橋をわたって  
 11下時、このとき口にはいた……

公報書

'82.1.27~29 六甲に於ける  
 人事院審議に 可読的 ~ 具体的に  
 述べられること。昨年、午の  
 提議を併合して 応答して下る。  
 以下、ある程度の全体的 ~ 付  
 加減する。この確定です。

'82.1.7

● 松下 昇

11月までに手紙を整理してから、それに現存的に切り結んだいくつにつけ、総括表現を試みていこうとした作業の出しが、いとありあつたとき、はた、と困惑していた。できあがりつづきのものを他者にまねを提示していく少数の人に読んでみるあうとするのに、どう読みすすめるようにと、順序づけたらよいのか、と。結局、これは、どこをどう開いたらよいか、ということであった。仮設しておくとして。

といふことのない A4判の紙で199枚、参照した文献その他校正7枚。送り主名が表記されたものにトサリと送りとかけられた時には驚いた。

冊子小冊の宛名筆跡で誰かかは、すくなくわかるものがあつた。特定したものを、言葉の説明はらとし、その内容を「定義」としてのことばをさす。

しかも僕は、何年前(00, 9) その原型というハフキの書いたとき、放置し、いま、その一枚一枚で年月日、事項、文字、表現をたずねあらし、そのあまりに正当なぐたりに、いくらかの曲率をかけたものとしていく。

松下昇プロフェシル〜、ここに参集し、そこから離脱した時間をおいていく。

松下昇氏の放射状の軌跡のなかの、いく小く配された書簡表現をたしにしてから、さらにそれを「舞臺」にしていくことの「挿話」をかたり出しているにすぎないのではなか、〈物語〉を止揚する表現(概念)の批評性が決定的に欠けてはいないか、という思いが貫流している。

松下昇発行刊行委員会発行パンフの配置と配慮のゆきとといったところでもいまだ、多くの不備と欠陥をかかえたまま、しる、そのと

自体のある混在(〜混同)が、いくらか方向性と方法がちがいでいる運動となつて、くどいでもない場所への通信を可能としていると、青い表現への探索は、続いていくであろう。

松下氏が構想し、準備している書簡をめぐり表現の一部とでも出会い、対質し、〈尋問〉しあいたい。そのあつたことが可能な場をつらしていくことが、不可視に包囲しているハリカート性の表現(群)の原本性に、見返りにかきなりあつて、存在と表現のすくなくたすき込みこんでいくことである。

カーボン紙とガリ版刷りによるものを、新たに「コピー」し始めてあつる複製の著しい劣化は、不可逆で、不可避なものであるようにもならないものがあるが、〈誤ることかできるよりのもの〉としての自己複製過程〈の〉論として。

〜2007年8月9日〜

〜毎付 金本浩一